

## 福島県地域学校協働本部事業コーディネーター設置要綱

### 1 目的

福島県地域学校協働本部事業におけるコーディネーターの職務に関し、必要な事項を定めることにより、学校・家庭・地域における青少年の体験活動・ボランティア活動の充実を図るとともに、学校と地域が連携したすべての教育活動を一層効果的・効率的に展開することにより、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むことを目的とする。

### 2 設置

福島県教育庁内（事務局：社会教育課）に地域学校協働本部・県本部（以下、「県本部」という。）及び各教育事務所内に地域学校協働本部・地域本部（以下、「地域本部」という。）コーディネーターを設置する。

コーディネーターには、社会教育主事・指導主事を充てる。

### 3 定数

コーディネーターは教育庁社会教育課に1名、各教育事務所に2名（社会教育主事1名、指導主事1名）を配置する。

### 4 任期

コーディネーターの任期は、事務分掌命令を受けた当該年度末までとする。

### 5 職務

コーディネーターの職務は以下のとおりとする。

#### (1) 県本部におけるコーディネーターの職務

ア 「学習支援等ボランティア人材バンク」の管理と登録促進に関すること

- (ア) 学習支援等ボランティアの検討
- (イ) ボランティア制度の周知方法の検討と周知
- (ウ) ボランティアの登録方法の検討
- (エ) 「学習支援等ボランティア人材バンク」への登録
- (オ) ボランティアに関して登録指示と指導
- (カ) 調査結果の集約と活用方法の検討

イ ボランティアの活動を推進する研修に関すること

研修会の開催基準に関すること及び研修内容への助言に関すること

ウ 実践事例などの情報収集や情報提供、実施状況調査に関すること

- (ア) 調査内容、方法の検討
- (イ) 調査に関する地域本部との連携
- (ウ) 調査報告の集約分析と評価

エ 地域本部との連絡調整、相談やコーディネートに関すること

- (ア) 地域の社会教育施設及び地域行事等活動の場の調査

- (イ) 体験活動や児童生徒が行うボランティア活動の場の調査と情報提供に関する業務
  - (ウ) 地域本部の各事業の進行管理と指導助言
  - (エ) 地域本部間の連絡調整
  - (オ) その他の体験活動関連事業
- (2) 地域本部におけるコーディネーターの職務
- ア 公民館及び学校等の訪問指導に関すること
    - (ア) 公民館活動の指導全般に関すること
    - (イ) 学校訪問指導助言全般に関すること
  - イ ボランティア人材や団体の発掘と「学習支援等ボランティア人材バンク」の活用に関すること
    - (ア) ボランティア制度の周知
    - (イ) ボランティアの登録
    - (ウ) 人材活用調査集計と報告
  - ウ ボランティアの活動を推進する研修に関すること
    - (ア) 研修会の内容に関すること
    - (イ) 研修会の企画・運営全般に関すること
  - エ 市町村本部との連絡調整、相談やコーディネートに関すること
    - (ア) 体験活動やボランティア活動に関する相談への対応
    - (イ) 体験活動やボランティア活動の奨励に関すること
  - オ 各学校における地域連携担当教職員との連絡調整に関すること
    - (ア) 学校との連携、連絡調整に関すること
    - (イ) 体験活動やボランティア活動の場の調査と情報提供に関する業務
    - (ウ) その他の体験活動関連事業

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。